

# 起

## 協議会

News. Vol. 278

# 5月号

特定非営利活動法人  
さいたま起業家協議会発行  
令和7年5月10日

巻頭言 山口 恵美子

お金持ちになれる  
正しい原則は  
**良心的な  
おもしろい仕事**  
をすることです。

やなせたかし『明日をひらく言葉』(PHP)



## What's new 最近の活動

■4月16日(水) 第1回経営計画立案塾が開催されました。

■4月19日(土) 理事会が開かれました。

■4月19日(土) 『つながるサロン』が開催されました。

今年度から新しい試みとして『つながるサロン』を開催することになりました。

写真→



グループに分かれて各自近況などを発表し、お互いにアドバイスしあうことで新たな気付きにつながり、それを全体に向けて発表することで共有できるという良い循環が生まれたようです。今後もたくさんの気付きが生まれることを期待します。

## Topics 「学生を雇う場合の年収の壁」

大林茂樹税理士事務所 大林 茂樹

このところ話題の「年収103万円の壁」。年収の壁が、103万円から160万円に引き上げられます。では、年収の壁を19歳～22歳である子(以下 学生という)がいる場合について考えてみます。

年収の壁を所得税の問題に絞ると、2つ要素があります。

一つ目の要素が非課税枠です。

現行では、年収103万円の学生には、税金がかかりません。

(勤労学生控除を受ければ年収130万円まで)

二つ目の要素は扶養控除です。

学生がいると世帯主の給与から扶養控除(63万円)が受けられます。

ところが、学生がアルバイトで年収が103万を超えると扶養控除がなくなります。

アルバイトを頑張りすぎると、世帯全体の手取りが逆に減る可能性があるのです。

今回の改正案で、年収160万円まで税金がかからず、扶養控除も足並みを揃えれば良かったのですが、学生の年収が150万円を超えると扶養控除を全額受けられなくなります。

年収の壁は、160万円になったといわれていますが、学生には、新たに150万円の壁が出来ていることは、意外と知られておらず、学生を雇う場合には、配慮が必要です。



## Schedule 今後の活動予定 (詳しくはこちら → <https://saitama-kk.org/event/>)

■5月17日(土) 19:00～ 事業方針発表

■6月21日(土) 18:00～ つながるサロン

■7月18日(金) 18:30～ つながるサロン

### ◆賛助会員

埼玉りそな銀行、武蔵野銀行浦和支店、埼玉縣信用金庫、有限責任監査法人トーマツさいたま事務所、株式会社Mio

〒338-0001 さいたま市中央区上落合5-17-1 S-4タワー

TEL 090-1897-7442 FAX 048-611-9991 E-mail [info@saitama-kk.org](mailto:info@saitama-kk.org)

特定非営利活動法人 さいたま起業家協議会 理事長 横井博之 編集 事務局 URL <http://www.saitama-kk.org/>

## さいたま起業家協議会 イベントのご案内

さいたま起業家協議会では、下記の日程・内容で、『つながるサロン』などを開催する予定です。皆様、奮ってご参加ください。資料等の準備のため、参加をご希望の方は、さいたま起業家協議会ホームページ（イベントページ）よりお申し込みください。<https://saitama-kk.org/event/>

### さいたま起業家協議会 5月 事業方針発表

#### 『事業方針発表』

日 時：5月17日（土）19時00分～  
会 場：新都心ビジネス交流プラザ4階会議室  
内 容：横井理事長および担当役員による令和7年度の事業方針発表。



### さいたま起業家協議会 6月つながるサロン

日 時：6月21日（土）18時00分～  
（詳細は改めてご案内いたします）



### 会員情報(近況・今後の予定など) 4月末時点の情報

菅沼大樹さん（株式会社ウェブリク）  
：ゴルフ部ラウンド情報  
5/27（火）大宮ゴルフコース、6/18（水）鴻巣カントリークラブ

豊田明さん（豊田明 行政書士事務所）  
：7月には事務所を移転するのでその準備でバタバタしております。

#### 会員情報募集中！

皆さんの近況や今後の予定などお寄せください。例会案内の出欠システムに記入する際、コメント欄に【近況】として1行程度書いていただければ協議会ニュースに掲載いたします。（上記参照）